

## 高校存続の政策選択

—地方創生下における公立高校の移管を中心に—

Policy Options to Maintain High Schools:  
Transferring Public High Schools under the Regional Revitalization Policy

小入羽 秀敬<sup>\*1</sup>・本多 正人<sup>\*2</sup>

KONYUBA Hideyuki and HONDA Masato

### Abstract

In response to the population decline, recent regional revitalization policies have mobilized various kinds of policy ideas from several domains of public policy. The framing that assumes some public facilities to be the core of the local community is one of those. Compared to elementary and junior-high schools which had traditionally been closely linked to their rural neighborhoods, the relationship between high schools and their communities was weak. However, recently the role of the high school has been paid attention in rural revitalization policies. The policy planning processes, such as the Comprehensive Strategy for Revitalizing Towns, People, and Work, and a general outline on education show that coordination by the executive office of the municipalities covers the education policy domain. Using the concept of community or neighborhood-based anchor institutions and interagency collaboration, this article provides a review of two recent cases related to the reorganization of public high schools in order to avoiding closures of the schools, such as in Okushiri Town, Hokkaido, and, Nakagawa Town, Fukuoka. Descriptive analysis elucidates what kinds of policy options local governments choose and how they made the decision to maintain the high schools under circumstances where rural revitalization was prioritized.

\*<sup>1</sup> 帝京大学教育学部・講師

\*<sup>2</sup> 国立教育政策研究所教育政策・評価研究部・総括研究官

## 1 はじめに

近時の政策課題である地方創生（表 1、参照。）では、様々な政策領域（policy domain）に関わる機関が動員されるのみならず、学校が地域再生に果たす役割も注目されている。例えばまち・ひと・しごと創生法に基づいて 2014 年 12 月 27 日に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」においては、「まちの創生」の政策パッケージに「公立小・中学校の適正規模化、小規模校の活性化、休校した学校の再開支援」がうたわれた。いっぽう、高校や大学に関しては「しごとの創生」と「ひとの創生」の政策パッケージの中で「大学・高等専門学校・専修学校等における地域ニーズに対応した人材育成支援」「知の拠点としての地方大学強化プラン」「地元学生定着促進プラン」「地域人材育成プラン」で言及されている<sup>1</sup>。

これ以降、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」は毎年 12 月に改訂版が閣議決定され、そこに掲げられた基本目標の達成に向けて作成された政策パッケージ・個別施策についての今後の対応の方向を取りまとめた「まち・ひと・しごと創生基本方針」が翌年の 6 月に閣議決定されるというサイクルができています。上記の 2014 年版「まち・ひと・しごと創生総合戦略」に対応した「まち・ひと・しごと創生基本方針 2015」では、「全公立小・中学校区において、学校と地域が連携・協働する体制を構築するために、コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）や学校支援地域本部等の取組を一層促進する」という構想になっている。ところで、この例にも表れているように、小・中学校と地域社会とのかかわり方に関する施策が具体的にイメージされやすいこととは対照的に、従来、高校と地域社会との連携についての社会的関心は比較的弱かったように思われる。ところが、各地で公立高校の再編整備が検討されるようになってからは、地域社会の中で高校が果たしていた役割にも関心が集まるようになってきた。例えば、2015 年の中央教育審議会答申では、義務教育諸学校とは異なった高校の特性を踏まえて、コミュニティ・スクールなどを活用しながら地域の課題解決・活性化に資することが期待されてもいる（中央教育審議会、2015）。今後、地域社会での高校の存在意義が地方創生施策の中でも軽視できない観点になるものと思われるが、現時点ではようやく議論が始まった段階である（時事通信社、2017）。

この点に関し近年、既存の公立高校を別の設置者に移管した上で存続させる政策をめぐって、当該高校の存在意義や地域の中で期待されている役割などが改めて問い直されている事例が注目されてよいだろう。例えば高校の所在地市町村が小規模であるため当該高校に通う生徒・教職員も市町村人口を支えている側面がある<sup>2</sup>。ところで、公立高校の移管に焦点を当てた先行研究はいまだ少なく、歴史的な分析の例はあるものの、いずれも町村から戦都道府県への移管を対象としており（大谷、2014；濱沖、2017）、本稿と同様の関心に基づいたものとしては、北海道の町立高校を分析の対象として地域社会の維持存続に公立高校が果たす役割を検討した文献がわずかに見られるにすぎない（高嶋ほか、2017）。本稿の関心は近年の地方創生政策の背景となった問題から派生した高校存続スキームとしての移管にあり、このような視点からすれば、管見の限り、該当する事例といえるのは本稿で取り上げる北海道の北海道奥尻高校（以下、奥尻高校。）と福

1 具体的には「大学・高等専門学校・専修学校・専門高校をはじめとする高等学校において、地元の地方公共団体や企業等と連携した実践的プログラムの開発や教育体制の確立により、地域を担う人材育成を促進する」とある。

2 例えば、1983 年に村立に移管された北海道おといねっぶ美術工芸高校（当時、北海道音威子府高校）では入学者全員に音威子府村への住民票の移動を義務づけており、それが村人口の 2 割を占める（季刊地域編集部、2015）。

岡山県那珂川町の福岡女子商業高校の事例である<sup>3</sup>。以下ではこれらの事例によりながら、自治体の地方創生政策が展開される中、高校存続のスキーム、高校と地域社会との連携といった今後の政策研究上の課題となりうる論点について考察する。

表1 地方創生関連の国の動き

年 / 月 / 日	事項
2014 (H26) /5/8	日本創成会議・人口減少問題検討分科会『成長を続ける21世紀のために「ストップ少子化・地方元気戦略」』
2014 (H26) /7/4	国土交通省『国土のグランドデザイン2050』[小さな拠点、コンパクトシティ、高次地方都市連合]
2014 (H26) /9/3	第2次安倍改造内閣発足 [地方創生担当相、まち・ひと・しごと創生本部、新設]
2014 (H26) /11/28	まち・ひと・しごと創生法公布 (平成26年法律第136号)
2014 (H26) /12/27	「まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「まち・ひと・しごと創生長期ビジョンー国民の「認識の共有」と「未来への選択」を目指してー」平閣議決定
2015 (H27) /6/30	「まち・ひと・しごと創生基本方針2015ーローカル・アベノミクスの実現に向けてー」閣議決定
2015 (H27) /12/21	中央教育審議会「新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について (答申)」
2015 (H27) /12/24	「まち・ひと・しごと創生総合戦略 (2015改訂版)」閣議決定
2016 (H28) /6/2	「まち・ひと・しごと創生基本方針2016」閣議決定
2016 (H28) /12/22	「まち・ひと・しごと創生総合戦略 (2016改訂版)」閣議決定
2017 (H29) /6/9	「まち・ひと・しごと創生基本方針2017」閣議決定

## 2 枠組み

### 2-1. 多機関連携

コミュニティ開発に関する研究分野では、都市の荒廃したコミュニティを再生するに当たって大学、病院、文化・スポーツ施設等のいわゆるアンカー施設 (anchor institutions) の役割が再び注目されるようになってきた (Birch, 2009)。特に大学及び研究機能を持つ病院は Eds & Meds といわれ近年注目されているアンカー施設だが、アンカー施設の確たる定義があるわけではない (Harkavy, 2009)。一般的には、場所性に基盤を有する施設 (place-based institution) で、当該地域に相当規模の土地を有し、したがって移転が容易ではなく、その雇用や投資活動や住民への福利厚生サービスなどの面で地域経済の発展に寄与している施設を指すことが多く、ほかに、金融機関やメディアなどの営利企業、公益事業会社、教会、軍事基地等も該当しうる (Netter Center for Community Partnerships, 2008)。これらと比して、公立学校は規模がやや小さい。また、米国の例でいえば、公立学校を管理するのは教育委員会であり、州政府など、学校が当該近隣地域内

3 北海道の三笠高校も北海道立であったものが2012年から市町村立になっている例ではあるが、この場合は、生徒募集を停止して道立高校をいったん閉校させたのちに調理科の市立高校として開校したもので、正確には移管のスキームではないとされている。少し前になるが2006年に滋賀県守山市の市立守山女子高校が学校法人立命館に移管されて立命館守山高校となった例がある。学校法人立命館と守山市とのまちづくり協定では、同法人の知的資源を活用した取り組みや地域経済への貢献に向けた取り組みも盛りこまれた。しかし、移管協定調印時から既に、同じ市内ではあるが平成女学院大学草津キャンパスの跡地への移転計画があり (読売新聞 (大阪朝刊), 2005)、2013年3月には移転が完了した。

で行う活動は上位レベルの行政組織の承認を必要とすることがありうるから特有な条件下にあるとはいえ、学校もアンカー施設と位置付ける都市再生論もある (Taylor, McGlynn, & Luter, 2014)。すなわち、当該コミュニティの教育の質が地域経済にプラスの効果を持つことはいうまでもなく、逆に児童生徒の生活の場が荒廃したままで学校教育の改善を試みても学力向上を達成することが難しいことから、その相互依存関係に着目することができる。こうした議論は都市に限らず、へき地 (rural area) のコミュニティ開発にも応用しうるが、共通するのは、学校を介して多様なサービス機関の連携・協働が図られるという論理構造である (Lawson & van Veen, 2016)。

日本の場合も基本的に学校をアンカー施設ととらえることが可能であろう。公立小・中学校の統廃合問題が地域的な合意を得にくいイシューであることはよく知られている (安田, 2009)。統廃合の決定及び教育財産の用途廃止の決定と、首長部局に引き継がれた旧校舎や跡地の利活用とがそれぞれ異なる執行機関の管轄範囲として形式上分かれているため、統廃合の決定を教育的な配慮に基づいて行い、廃校舎等の利活用は地域活性化策に位置づけるとする考え方も可能ではあるが、現実的にはそれほど単純ではない (嶋津, 2016)。近年のような人口減少下においては政策としての学校統廃合が農山村に大きな影響を与えうるものがしばしば指摘される (小田切, 2014; 山下, 2014)。ただし、公立小・中学校は通常その地域を包括する市町村が設置者であるから、統廃合の判断を内在的な論理で決定できる。しかし高校の設置者は都道府県又は学校法人であるのが普通であって、所在地市町村からすれば外在的な要因が関与することになるし、地域経済に及ぼす影響を及ぼすこともありうる。よって、高校の廃止・統合、あるいは移転の可能性を議論すること自体に大きなコストがかかることが予想される。

一般に、地方自治体には、当該地域に資本なり施設なりを誘致するため、あるいはそもそも進出させないための政策手法はあるが、既存の事業者や施設が当該地域から撤退していこうとするのをとどめるための政策手法には乏しい。例えば、都市計画法や大規模小売店舗立地法や医療法などの枠組みは政策環境としての人口増加を前提に作られてきた諸制度であって、そこでは開発行為や新規出店を地方自治体が規制という手段によりコントロールできるのに対し、これらの事業者の撤退 (ショッピングセンターや病院の閉鎖等) をさせないための手段は用意されていない (野田, 2018)。この点、学校の場合、学校教育法第4条が公立又は私立の学校の設置廃止等に必要都道府県教育委員会又は都道府県知事の認可を規定するが、市町村立小・中学校の廃止は認可ではなく届出ですむ。一方、高等学校の廃止は、市町村立高校の場合は都道府県教育委員会の、私立の場合は知事の認可を要するが、その認可基準には在籍する生徒、教職員や財産の処置方法と指導要録等の関係書類の引継方法であって、廃止に伴う近隣地域や将来的な関係者への影響が考慮されるわけではない。まして、公立高等学校の大半は都道府県自身が設置者である。こうして、ある地域内の住民生活に深くかかわってきたサービスを提供する施設・機関の撤退に直面して当事者には前述のようなアンカー施設としての役割の再認識や、様々な部門・機関を動員した当該施設やサービスの維持存続策を展開することになる。

ところで現在、日本の地方自治体首長部局ではまち・ひと・しごと創生法第9条及び第10条により「都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略」及び「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」(以下、単に「地方版総合戦略」)を策定している。近年の都道府県による高校再編整備の動向の分析からは、小規模高校の存在する町村の地方版総合戦略と、数は多くないものの県レベルでの地方版総合戦略で高校を核とした地域の活性化策について記載がある例が知られている (屋敷, 2017)。すなわち、小規模高校の立地市町村にとっての高校が、前述した地域に基盤を持

つアンカー施設となりうるということがわかる。こうして、地方創生施策と都道府県による高校の再編整備とが同時に進められる状況に注目する際の視点として、教育機関を媒介にした多様なアクターの連携や協働を挙げることができる<sup>4</sup>。多様な組織間の連携・協働による行政サービスの提供への着眼は既に、いわゆるガバナンス論においてみられるところである。もっとも、一般的なガバナンス論は国レベルの統治機構を問題とするもので、国家と市民社会の関係について、公共部門が国・社会の統治を行おうとの伝統的な行政組織研究に対して、民間部門もまた政策を通じた統治過程に関与することを前提とした枠組みの総称であるが、地方レベルへの応用として、ローカル・ガバナンス問題は行政研究における研究系譜の一つを形成している（辻中 伊藤, 2010）。いうまでもなく日本の地方自治体は執行機関の多元主義をとっており、一つの自治体組織内それ自体でも既に行政分野ごとの多様な執行機関や専門機関が存在している。そこで、伊藤（2015）がいうように、ローカル・ガバナンス論を「多機関連携」（interagency collaboration）の系譜として解釈可能であるとするならば、学校を核とした地域活性化の施策も、地方自治体の新たな教育ガバナンスを規定することになった現行教育委員会制度<sup>5</sup>のもとで展開されるものであるから、ここに多機関連携の視点を設定することの意義を強調してもよいだろう。

一般的には多機関連携は公的機関と非政府機関との協働を意味することが多いが、interagency collaboration にも多様なモデルがありうるということが知られている。例えば、「公—公（又は政府間）モデル」(public-public, or intergovernmental)、「公—私モデル」(public-private)、「公—非営利モデル」(public-nonprofit) といった枠組みを想定しうる（Eglene & Dawes, 2006; Prefontaine, Ricard, Sicotte, Turcotte, & Dawes, 2000）。本稿での課題は公立（都道府県立）高校の公的機関（自治体）あるいは非営利機関（学校法人）への移管であるから、公—公モデルが公—非営利モデルに該当しよう。

多機関連携とという要素としては、それぞれの主体（機関）間の連携が、慣行などではない公式制度の下で行われ、自発的な参加を伴う点にある。また、協議・協約の内容が文書で取り交わされていることも要素の一つとされる。いずれも高校をめぐる連携においてはこれらの要素が散見される。

さて、教育行政と他の行政分野とにまたがる複数機関相互の連携はかねてその必要性が主張されてきたものであり、それ自体は特に新しい動向でもない。例えば、1970年代には既に教育行政と社会福祉行政との交錯領域を「教育福祉問題」と呼ぶ例があったし（小川, 永井, 平原, 1972）、その後も教育と福祉の連携の重要性は強調されてきた（神田, 岩橋, 玉井, 朝岡, 1994）。また、教育分野内部での多機関連携としては学社連携や学社融合の理念がよく知られている（本家, 1985; 生涯学習審議会, 1996）。しかしこれまでの連携論は教育施設ユーザー側の視点や、教育機関で認識されている課題に対してどのようなアプローチをとるのが効果的か、また連携を担

4 行政の連携・協働は公的部門と民間部門との連携・協働を指すことが多いが（稲生, 2010）、公的な組織間での協働も対象となりうる（小川, 2017）。例えば米国連邦政府の行政改革のレビューにおいて政府内の複数の組織で同種の行政サービスを行う重複性が政府の非効率をもたらしていることに関連して interagency coordination and collaboration や cross-agency collaboration を求める議論などがある（U. S. Government Accountability Office, 2012）。

5 例えば総合教育会議自体は執行機関ではなく執行機関同士の協議・調整の場であるが、総合教育会議の設置を規定する地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の4の趣旨は「地方公共団体の長と教育委員会が十分な意思疎通を図り、地域の教育の課題やあるべき姿を共有して、より一層民意を反映した教育行政の推進を図ることを目的としている」と解されている（木田, 2015, ページ: 97）。

う専門的職員（教員，社会教育主事，社会福祉士，スクールソーシャルワーカー）に必要な心構えとは何か、といった実践的な課題解決を優先する論理で構成され、反射的に縦割り行政の弊害など行政組織の問題点の指摘へと至る論理構成が一般的であったように思われる。

本稿でいう高校を核とした多機関連携は、事例分析でも述べるように、公立高校とその一般的な設置者たる都道府県<sup>6</sup>、管理者としての都道府県教育委員会、高校の立地自治体としての市町村とその教育行政機関としての教育委員会、さらには近隣の各小・中学校も包含した関係が前提となる。そのため以下のような意味で新たな枠組みを設定する必要があるだろう。一つには地方創生自体が、公共部門と民間部門との、あるいは行政組織内部の分野横断的な複数部署との多機関連携を必要とする施策の一環となっていることである。もう一つには、教育固有の機関間の関係である。すなわち、一自治体内で分立した執行機関である首長と教育委員会あるいは議事機関たる議会による多機関連携にとどまらず、都道府県（知事又は教育委員会）と市長村（長又は教育委員会）といった、別の法人格をもった自治体の機関をも巻き込む「他」機関連携と表記してもよいほどに広がりが見込まれる概念になる。

## 2-2. 高校の魅力化と多機関連携

近年の高校再編整備政策においては、統廃合の検討対象となりそうな高校の維持存続をめぐる政策選択の中で、高校の特色づくりを進めることが前提条件となっている場合がある（天笠，2017）。いわゆる高校の魅力化は、それ自体でも確かに地域活性化の戦略であるには違いないが（樋田，2017；山内，岩本，田中，2015）、魅力化を進めるためにも地域の特色を生かす視点が求められることから、高校の魅力化が地域活性化を推進する役割を担うようになるためにも学校や教育委員会以外の多様な機関（組織）との連携は不可欠といえよう<sup>7</sup>。この点、近年の公立高校再編・統合のパターンを示す文献としては、例えば①単独で規模縮小し、課程・学科改編、募集停止による閉校（休校・廃校）等の対応、②2校を1校に統合し、一方を分校化あるいは閉校（休校・廃校）し、課程・学科改編を伴う等の対応、③3校以上の複数校を1校に統合し、他方を分校化あるいは閉校（休校・廃校）し、課程・学科改編を伴う等の対応、といった類型化を試みるものもあり（梶，2017，p.38）、前述の特色づくりに関する論稿とあわせて、示唆的な論稿は少なくない。しかし、こうした高校再編統合の外形的な類型や特色づくりそれ自体の価値に関心を寄せる立場とは異なって、本稿は多機関連携の視点から、関連自治体による一種の政策選択として捉える立

6 なお、2001年までは公立高等学校の設置、適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律第3条により公立高校の設置主体は都道府県及び政令で定める基準（人口がおおむね10万人以上であり、かつ、高校を設置するのに十分な財政上の能力を有すること）に該当する市町村に限定する規定があったが、同年の改正で第3条の規定は削除され、法令の名称も公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律に改められた。

7 北海道における直近の例としては北海道立の夕張高校を、夕張市が支援する例を挙げることができる。「夕張市地方人口ビジョン及び地方版総合戦略」においては、「課題から希望を創る高校魅力化プロジェクト」がそのアクションプランに位置付けられた。KPIには夕張高校への入学者数を40人とする目標値が設定され、その財源はガバメントクラウドファンディングの「ふるさとちょいす」が活用されている。

8 例えば長野県は県立の白馬高校に国際観光科を設置して生徒を全国募集し、白馬村と小谷村とが寮を整備することで長野県、長野県教育委員会、白馬村、小谷村との連携協定が結ばれている（時事通信社，2015）、現在この白馬高校の支援組織は白馬村と小谷村とで構成している「白馬山麓環境施設組合」（ごみ処理、し尿処理と白馬高校支援事業を行う一部事務組合）が事務局になっている。ほかにも徳島県では県立那賀高校に森林クリエイト科を新設した上で那賀町立中学校4校と連携型中高一貫教育を行っている例などが知られている。高校再編の具体的な事例については天笠（2017）が詳しい。

9 北海道の地域キャンパス校（北海道教育委員会，2016）などがよく知られている。

場に立ち、各種アクターを介在させた高校存続をめぐる政策選択の側面に注目する。よって次のような高校存続のスキームが注目される。第1には県教育委員会が設置管理する県立高校のまま、高校と県と立地自治体とが連携を模索するような場合<sup>8</sup>がある。第2には、同じく県立高校のまま単独校ではなく分校又はキャンパス校<sup>9</sup>として存続をはかる場合がある。第3には、設置者を変更して存続する場合であり、これには立地自治体である市町村等が設置者となるケースと学校法人が設置者となるケースがありうる。とりわけ従前からの設置者に変更になる、いわゆる移管のスキームでは、県、立地自体、及び学校とその関係者の当該学校管理運営に係る根本的なインセンティブ構造も変わることになる。

### 3 事例—北海道奥尻町と福岡県那珂川町—

#### 3-1. 奥尻町政と人口減少

本稿で取り上げる事例のうち、地方創生政策の中での位置づけがわかりやすい奥尻町の例について、町政や地方創生の課題等をあらかじめ概観しておく。

現在の奥尻町は1島1町の自治体であるが、明治期には奥尻島内に4つの村があった。北海道特有の1級・2級町村制により、1906年に4村が合併して2級町村としての奥尻村となり、1947年制定の地方自治法により普通地方公共団体としての奥尻村になり、1966年1月1日から町制に移行している。檜山振興局及び檜山教育局の管轄である。現町長の新村卓実(しんむらたかみ)氏は元村議会議長で、2009年2月の村長選挙で当選し、現在3期目(2017年2月の選挙は無投票当選)である。

島内の電力は北海道電力が設置し奥尻町が受託を受けて運営・保守を行っている3つの発電所で賄われているが、2017年には、再生可能エネルギーを利用するために、地元の越森石油電器商会在町所有の井戸を使った地熱発電所を新たに建設した。発電だけにとどまらず地熱の利用により新たな産業の開発・育成をすることが奥尻町の『総合戦略』にも謳われており、慶應大学(システムデザインマネジメント研究科)と共同で地熱利用を地域創生につなげるための調査研究が行われてきた。この慶應大学との共同研究の存在がその後、奥尻高校の魅力化にも貢献することになった。

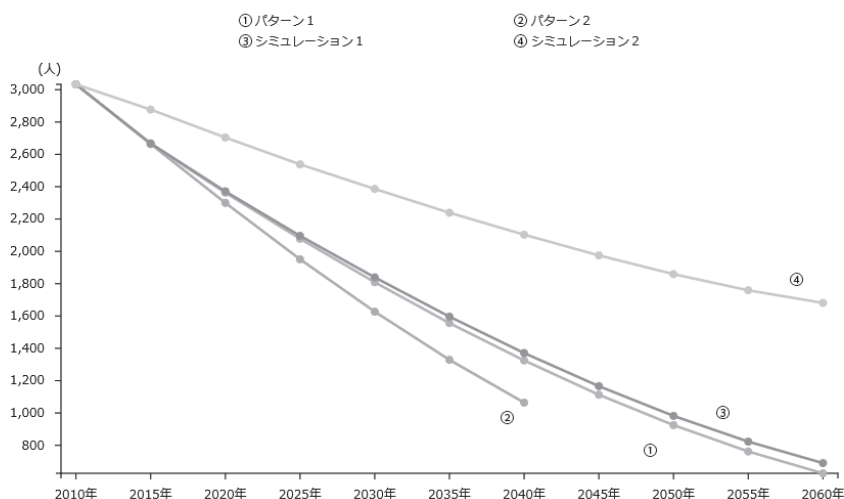
大野(2005)は国立社会保障・人口問題研究所が2003年に公表した「日本の市区町村別将来推計人口」をもとにして65歳以上の人口が自治体総人口の半数を超えることで、税収入の減少と老人福祉・高齢者医療関連支出の増加など、財政維持が困難な状況になると予測される自治体のことを「限界自治体」と名付けたが、奥尻町は全国の144の限界自治体の一つとされた(大野, 2005, p.17)。その後、日本創生会議は若年(20~39歳)女性人口の減少率が推計で5割を超える自治体を消滅可能性都市と表現し、とりわけ2040年の人口が推計で1万人未満の自治体を消滅可能性が高い都市と呼んだ(増田, 2014)。そこでは若年女性人口の2010年から2040年への変化率が全自治体別に示されており、奥尻町はその減少率の大きさと北海道内1位、全国4位となっている<sup>10</sup>。また、奥尻島は従来離島振興法に基づく離島振興対策実施地域に指定されてきたが、

10 増田(2014)によれば、群馬県南牧村-89.9%、奈良県川上村-89.0%、青森県今別町-88.2%に次いで奥尻町△86.7%となっている。

2016年に成立した国境離島新法（有人国境離島地域の保全及び特定有人国境離島地域に係る地域社会の維持に関する特別措置法）の有人国境離島に指定され、国境離島の人口減抑制、交流人口の増加等を目指した地域社会維持施策等を講じるための補助金を受けている。

図1にはまち・ひと・しごと創生本部のRESASから得られる奥尻町の総人口推計を示す。図1のパターン1がいわゆる社人研推計であるが、これによれば2060年の同町の総人口は627人と予測されており、これに対して、同町では、2025年以降の合計特殊出生率は1.70を維持し、2020年までに2010年の人口の1.5%に当たる48人が定住し、純移動率を加味しない場合として2060年の総人口を1,617人と推計している（奥尻町，2016）。檜山管内の7町の中でも奥尻町の合計特殊出生率は高い方ではあった。1998～2002年は1.77、（最低は江差町の1.42）、2003～2007年は1.54（最低は乙部町の1.4）、2008～2012年は1.58（最高は厚沢部町の1.63、最低は江差町の1.31）となっている。パターン1を基に、年齢で0～14歳、15～64歳、65歳以上の3区分別に将来人口を見た場合、2020年までは、65歳以上人口が微増するが、その後はいずれの年齢区分も減少していくため、2020年には本格的に総人口の減少期に入ると予測されている（奥尻町，2016）。

図1 奥尻町の総人口推計



【注記】

パターン1：全国の移動率が今後一定程度縮小すると仮定した推計（社人研推計準拠）

パターン2：全国の総移動数が、平成22年から平成27年の推計値とおおむね同水準でそれ以降も推移すると仮定した推計（日本創成会議推計準拠）

シミュレーション1：合計特殊出生率が人口置換水準（人口を長期的に一定に保てる水準の2.1）まで上昇したとした場合のシミュレーション

シミュレーション2：合計特殊出生率が人口置換水準（人口を長期的に一定に保てる水準の2.1）まで上昇し、かつ人口移動が均衡したとした（移動がゼロとなった）場合のシミュレーション。

【出典】まち・ひと・しごと創生本部の『地域経済分析システム（RESAS）』より作成

3—2. 道立高校の町立移管

奥尻町に設置されている奥尻高校は2016年4月より北海道立から奥尻町立に移管された。北



海道立高校の統廃合のガイドラインである公立高等学校配置計画に基づく、「5月1日現在の第1学年の在籍者が指針に示した人数要件（10人未満）であり、その後も生徒数の増加が見込まれない場合」に再編整備の対象となる。奥尻高校は統廃合の対象ではなかったが、人口推移の統計上将来的に統廃合対象となる可能性が非常に高まるため、早い段階で町立移管を模索したこととなる。

町立移管の政策選択に際しては、北海道教育委員会が2006年8月に策定した「新たな高校教育に関する指針」の影響も大きい。指針では、高校の再編整備の進め方について言及されている。特に小規模校の取扱いについては再編が困難な地域の学校もあることから、統合に加えて、他の高校への通学が困難な地域を抱え、かつ「地元からの進学率が高い第1学年1学級の高校」（北海道教育委員会，2016）といった特定の条件を満たした場合、同一通学域内の学校から出張授業等を行う地域キャンパス校などの再編スキームを提示している。しかし、離島についてはキャンパス校の対象外であることから、奥尻高校が再編の俎上に乗った場合は檜山地区の高校との合併となる可能性が高い（奥尻町議会，2016）。一方で、指針は「道立高校の市町村への移管」という節を設けており、「市町村立高校として設置の要望がある場合は、当該市町村と移管について協議を進めます」と明記されている（北海道教育委員会，2006）。こうして、道立高校としての存続ができない場合に市町村が設置者となることで、高校の存続を模索するスキームが用意され、関係する各アクターがどのようなスキームを選択するかという問題が設定された。

高校再編計画の俎上に上がるよりも早い段階で奥尻町が町立移管を検討したことには奥尻島の地理的条件が影響している。奥尻町には1校しか高校が設置されておらず、高校が統廃合の対象となれば奥尻島から高校が消えることを意味する。過疎化、高齢化が問題となっている奥尻町にとって高校生の世帯が島外に転出してしまうと、島外転出後に奥尻町に戻ってくる可能性は低いことから、人口減に拍車がかかる可能性があることを奥尻町は危惧していた<sup>11</sup>。奥尻町から高校がなくなることによる不利益の発生に対する懸念から、学校の存続を北海道ではなく奥尻町が主導権を持ちたいという意図もあった（干場，2017）。

2013年度の選挙で町長が二期目の選挙時の公約に掲げて当選したことで、町全体の施策としての町立移管が進むこととなった。町の高校の存続に関わってくる問題であるため、議会においても大きな反対意見はなく、奥尻町民の理解も得られやすかったという<sup>12</sup>。

しかし、町立に移管することで高校の運営費は町が負担することとなり、移管前の試算では経常的な経費と管理経費だけで年間約2000万円は町の負担が増えるとされていた。このような経費負担がありつつも奥尻町が町立移管を決定づけた理由の一つとして、北海道教育委員会からの支援を挙げることができる。北海道教育委員会による支援が実施された理由は、道が当面存続を必要と判断している道立高校を市町村に移管したために「移管後も道立高校と同等の教育環境を維持することは極めて重要」（中西，2016）と北海道が支援の必要性を認識していたためである。奥尻町が受けている支援として、大きく3つに分けることができる。第1に人的支援である。奥

11 例えば、『奥尻町人口ビジョン』も、「若年層は、高校卒業後町外の大学等に進学し、その世代がUターン就職するケースはまれであり、人口流出に拍車をかけている」と島外に出て行く人口の多さを懸念している〔奥尻町，2016〕。大学進学後であれば世帯で転出しないことが期待できるが、高校進学時での島外進学であれば世帯での島外転出の可能性が高まるとも考えられる。

12 奥尻町教育委員会及び奥尻町地域政策課に対して行った筆者らのインタビュー調査（2017年8月24日）による。

尻高校には北海道教育委員会より北海道単独加配として3名（教員2名、事務職員1名）の加配教員が派遣される。2020年までの5年計画で、最初の3年間は3名が派遣され、残りの2年間は教員1名のみ派遣となる。2021年以降はなくなる。第2に、土地、建物、物品等の無償譲与である。北海道の所有物である奥尻高校に関連する土地や施設設備等を奥尻町に無償で譲与した。また、共済住宅は繰上償還後に譲与のための手続を行うこととしている。第3に施設等支援である。移管に伴い実施する施設・設備改修、備品購入に際して、北海道が2.1億円を上限として支援することとなっている。

このように、町立移管により人件費や施設管理費等の財政的負担の多くは奥尻町が担うことになるが、北海道としては道立高校としての設置条件を満たしている奥尻町の高校教育環境維持は重要であると考えており、その費用の一部を北海道が積極的に支援している。

町立高校への移管後、教員は町の職員として配属される。基本的には道立高校のときに勤務していた教員を割愛採用という形で、奥尻町で採用している。給与表や服務規程等は北海道の条例と重複するように作成しており、北海道立高校勤務時との違いをなくすことで教職員に不利益が発生しないような配慮をしている。また、割愛人事であるという性格上、現在奥尻高校で勤務している教職員は人事異動で北海道内に戻ることとなる。

また、学校運営に関連する費用は町立となったことで地方交付税交付金として奥尻町に直接措置されるようになる。高校には国庫補助金としての交付がないため、経常的な運営に関わる費用は基本的に地方交付税を原資として支出しなくてはならない。

町立移管によって町と学校の関係変化が起こった。特に教職員の意識の変化が大きく、道立高校の教職員から町立高校の教職員に身分が変更したことによって、町とのイベントの開催など奥尻町に関わる機会が増えた。地域の行事等に教員が積極的に関与し、地域住民も学校に積極的に関与するようになり、学校を含めた地域コミュニティが形成されているようになった<sup>13</sup>。また、道立高校時代と同様に普通科高校であるため、大学進学を考えた奥尻町の生徒が奥尻高校に進学している。

### 3—3. 那珂川町の人口減少

那珂川町は1956（昭和31）年に南畑村、岩戸村、安徳村の合併によりできた町で、その後は平成の市町村合併期にも単独での市制施行を目指していたことから合併することなく推移してきた。福岡市の都心に近いため町の人口は微増しており、2010（平成22）年の国勢調査では人口5万人にわずかに足りなかったが、2015（平成27）年10月の国勢調査確報値で50,004人となり、2017（平成29）年に念願の市への昇格が決まった<sup>14</sup>。表2にみるとおり、2010（平成22）年度から2015（平成27）年度にかけては人口集中地区面積は増加しないまま人口集中地区人口がわずかに増えていて、全人口に占めるその割合（DID人口比）も大きい。

13 奥尻高校に対して行ったインタビュー調査（2017年8月24日）による。

14 総務省「町を市とする処分に係る総務大臣の同意（福岡県那珂川町）」2017年11月2日。告示は2018年10月1日の予定。

表2 那珂川町の町勢

(平成27年10月1日)

年 度	町 全 域			人口集中地区				
	人口 (人)	面積 (km <sup>2</sup> )	人口密度 (人/k m <sup>2</sup> )	人口 (人)	全域に占め る割合 (%)	面積 (km <sup>2</sup> )	全域に占め る割合 (%)	人口密度 (人/k m <sup>2</sup> )
7	42,345	74.99	564.7	32,515	76.8	5.0	6.7	6,555.4
12	45,548	74.99	607.4	35,825	78.7	5.12	6.8	6,997.1
17	46,972	74.99	626.4	37,808	80.5	5.32	7.1	7,106.8
22	49,780	74.99	663.8	41,774	83.9	5.56	7.4	7,513.3
27	50,004	74.95	667.2	42,236	84.5	5.52	7.4	7,651.4

資料：国勢調査

【出典】 那珂川町のウェブページより

<http://www.town.fukuoka-nakagawa.lg.jp/soshiki/4/jinko-tokeinakagawa.html>

ところで、那珂川町の市制移行は既に決まっているとはいえ、将来的な人口動態ではここもまた人口減少に向かうことが予測されている。2010（平成22）年以降、自然増のペースが落ち、逆に2011（平成23）年以降は転出者数が転入者数を上回る社会減の傾向も顕著になっている。住民基本台帳ベースでの町の推計によれば、いわゆる「国シミュレーション1」（前掲、図1の注記、参照）のパターンを除けば、2035（平成47）年から2040（平成52）年の間に減少期に入ることが予測されている（那珂川町，2016）。

### 3-4. 町立高校の学校法人移管

福岡県那珂川町の福岡女子商業高校は町立高校であった。町立の高校は全国的にも例が少なく、北海道と那珂川町以外にはなかった。もともとは合併前の3村により構成された組合立の筑紫野高校岩戸分校として1950年に開校し、合併に伴って那珂川町立の分校となり、1961年には独立して町立南福岡高校となり、1964年に町立福岡女子商業高校に改称された（福岡女子商業高等学校，1969）。

那珂川町において福岡女子商業高校の在り方について初めて検討されたのは2005年の「那珂川町行政改革プラン2005」の策定である。2000年前後の景気低迷や三位一体改革による地方交付税や国庫補助金の削減によって那珂川町の財政状況が悪化しており、町財政の健全化を目的とした行政改革が求められていた。福岡商業女子高校は公立幼稚園・保育所等とともに行政改革の俎上に乗っていた。同プランでは、特色有る教育プログラムの導入や町の財政負担の軽減が検討課題としてあげられており、一定期間内にこれらの方針で見通しや成果が見られないと評価された場合は学校法人化への検討を行う旨が既に明記されていた（那珂川町，2005，p.10）。このプランを受けて那珂川町教育委員会は2006年8月に那珂川町立福岡女子高等学校運営審議会に対して「那珂川町立福岡女子商業高等学校の活性化について」の諮問が行われ、翌年の3月には特色ある教育プログラムや財政負担軽減策などの活性化事業に関する答申が提出された。この答申を受けて財政負担の軽減策として生徒の定員、教員の定員、授業料、入学金、入学施設費、教職員の給料表等の見直しの検討等が行われた。財政的な理由により教職員に関しては45名のうち15名が常勤講師となっている（那珂川町町議会会議録平成20年第1回定例会、篠田直喜教育長の発言より）。

答申に基づいた活性化事業の検証が行われたのは2013年10月であり、運営審議会によって実施された。検証結果の答申では特色ある教育プログラムに対して評価されている一方で、施設の老朽化対策等に対する検討が必要との指摘がなされている。検証結果を受けて、那珂川町教育委

員会は福岡女子商業高校の管理運営を学校法人に移管することを決定した。移管決定の理由として、町が商業科からニーズの高い普通科に転換した上で町立高校を維持するには年間約1.8億円、老朽化した施設の改修に16～25億円が必要になるなど財政的な困難が挙げられている。その一方で、那珂川町在住の生徒の割合が25%という少なさが指摘されている（那珂川町教育委員会，2014）。このように、町立高校として存続するためには財源問題への対策とともに町財政のスピルオーバー効果についても考慮が必要な状態となっていた<sup>15</sup>。

また、那珂川町の財政難への対応策として町の公務員の人数を減らしたい町の財政状況がある一方で、当時から「市」への昇格を目指して都市型施設である高校を廃止することができないという事情もあった<sup>16</sup>。那珂川町の近隣町村が相次いで市に移行していったことで那珂川町も市に移行しなくてはならないという機運が町議会の中でも高まっていった。市への移行が重要課題として挙げられていることは町立高校の廃止という選択肢ではなく、設置者を変更しての存続を図るしかないことを意味し、町立から学校法人への設置者移管を目指すことになっている状況が読み取れる。この前段階として、2009年に那珂川町の公立保育所を民営化するなど、町の財政負担を軽減するための対策が多く取られており、町行政のスリム化の一環であるともいえる。

町立高校の学校法人への移管は反対意見も多く出された。学校法人への移管を知らされていない状態で入学した生徒が在籍していることは生徒にとって不利益が生じる可能性があるとして、当該生徒の代が卒業するまで学校法人化を1年間延期することとなった。同窓会組織である翠香会が署名を集めたところ、3万名以上の署名が集まった点、那珂川町議会でも共産党会派や社民党系会派が学校法人化に対して反対意見を多く述べている（『那珂川町議会会議録』2014年第3回定例会（9月25日）より）。

2014年9月25日の那珂川町議会定例会で学校法人への移管が承認され、移管先の学校法人の選出に入った。町教育委員会からは、学校法人に対して現在の生徒や教職員の処遇について最大限配慮すること、女子商業高校が従来行ってきた地域活動が継続可能となるように配慮することを要望している（那珂川町教育委員会，2014）。翌年には学校法人八洲学園が移管先として選定され、2017年4月より学校法人の経営による福岡女子商業高校が開校した。進学をより重視したコースの設置など学校法人としての改革は行われているが、基本的な学校の枠組みは町立高校時と大きく変えていない。なお、町立高校時代から実施していた小・中学校への出前講座、パソコン講座、学習サポートや那珂川河川清掃活動等の地域貢献活動はまちづくり協定に基づき継続することになっている（那珂川町教育委員会，2017）。

高校経営に関する財政措置の違いとしては、私立高校に移行したことで人件費や管理運営費等

---

15 例えば那珂川町は町立小・中学校全校で2005年度から町民聴講制度を実施しており、2008年度からは高校でも受入れを開始した。しかし、2010年度以降の利用者は総数でも1桁台にとどまっており、2016年度の高校での受入数は2名となっていた（那珂川町教育委員会，2017）。

16 地方自治法第8条第1項では地方自治体が市になる要件として、人口5万以上を有すること（第1号）、当該普通地方公共団体の中心の市街地を形成している区域内にある戸数が、全戸数の六割以上であること（第2号）、商工業その他の都市的業態に従事する者及びその者と同一世帯に属する者の数が、全人口の六割以上であること（第3号）のほか、当該都道府県の条例で定める都市的施設その他の都市としての要件を具えていること（第4号）を充足していなければならない。第4号にいう要件は各都道府県が条例で定めるものであるが、総務省の解釈では要件の一つとして高等学校以上の学校、図書館、劇場等の文化施設の数及び規模を含めることが適当とされている。よって福岡県の「地方自治法第八条第一項第四号の規定による都市的施設その他の都市としての要件に関する条例」でも「公私立の学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する小学校、中学校及び義務教育学校を除く。）、図書館、博物館、公会堂又は公園等の文化施設相当数を有すること」が要件になっている。

が町予算から支出しなくて良くなる点が挙げられる。また、学校に対する補助金の大半も私立高校に移行したことで経常的な経費と管理経費に関係する補助金交付の主体が福岡県となり、那珂川町としての支出は大きく抑えることができる。しかし、一方で国から財源措置される高校に関する地方交付税の額が減少することとなる。2017年度の地方交付税は約2億8800万円が減額されている（『那珂川町議会会議録』2017年第1回定例会（2月9日）、小原総務部長の発言より）。

また、私立学校への移管に伴い、教員も大きな異動があった。町立高校では25名の教員が雇用されていたが、そのうち11名は県立高校への特別採用試験への合格という形で異動し、町立高校から学校法人に継続して雇用されているのは4名であった。私立高校の教員は前述の4名に加えて、町立高校時に常勤講師として雇用されていた教員19名及び八洲学園の採用試験合格者によって構成されており、その大半は学校法人が雇用している（『毎日新聞』2017年1月25日）。また、那珂川町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則を制定し、設置者変更後の学校運営が円滑に行えるよう、福岡女子商業高校の業務に従事させる職員を派遣することができるようにしている（『那珂川町議会会議録』2016年第4回定例会（12月1日）、三浦宏志教育部長の発言より）。

移管後の町側からの措置として、上述した職員の派遣に加えて、福岡女子商業高校用地を無償で貸し付け、施設及び附属する備品等<sup>17</sup>を無償で譲渡することが議会で可決されている。家計への補助としては、町立で入学した生徒に対して授業料負担が増額されないように町立高校時との差額分を補填する福岡女子商業高校授業料補填給付費が町予算によって措置されている<sup>18</sup>。

#### 4 おわりに

本稿では高校維持存続の政策選択を検討するため、高校の立地自治体ではどのような組織・機関がどのように関わり、またそれぞれの行動が地方創生政策によってどのように規定されているかによって設置者たる地方自治体が置かれた状況の異なる2つの事例をとりあげた。

いずれのケースも当該高校の維持存続にとって厳しい政策環境のもとで当該自治体による積極的な政策選択が行われていた。奥尻町は町の執行機関たる町長自らの決断で高校の設置者となることを選択したし、那珂川町は念願の市制移行と行政改革の2つの目標を果たすには、高校の存続を実現してくれる新たな設置管理者に委ねることを選択した。このとき、奥尻町の場合は、道教育委員会という他機関との連携関係がカギを握っていたし、奥尻高校は町立移管によって町との関係性が近くなった。また高校の側では奥尻町との連携をより意識するようになり、教員の意識変化が認められた。一方の那珂川町立高校の場合は、学校法人に移管した以上、それまでの町教育委員会の所管から離れ、監督庁は県知事となるし、また町内に所在する民間の事業所としては、町長部局の政策判断が直接的な影響力をもちうる。このように首長と教育委員会という2つの執行機関に加えて、当該自治体の議会、さらには都道府県の知事部局、教育委員会や学校法人

17 備品の例としては、CDラジカセ等の教科指導用備品、プリンター等の進路指導用備品、トランペット等の部活用備品など。これらは耐用年数が短く、資産価値が250万円程度であったために無償譲渡となった（『那珂川町議会会議録』2014年第1回定例会（2月29日）より）。

18 学校法人移管後に授業料は増額されており、月額2万円、施設費が月額1万円となっている。

19 例えば、（大森，2017）など参照。

など、多機関相互の連携の在り方が地方創生下の高校教育政策の選択においてどのような違いを生み出すのかは今後更に検討を加えていく余地があるように思われる。

ここで取り上げた二つの事例の一方は人口減少に悩む自治体（奥尻町）であり、他方は新たに市制に移行することが決まっていた自治体（那珂川町）であるが、地域づくり、地方創生が今後の主要な政策課題であることには違いがない。この場合のカギとなる人的資源をしばしば「よそ者、わか者、ばか者」（内閣府地方創生人材支援制度派遣者編集チーム，2016）と表現することがある。このうち「よそ者」に注目する文献は少なくない<sup>19</sup>。かつての道立高校を核とした地域づくりを進める奥尻町の場合、高校教職員の人事異動慣行からみて必然的にこうした要素を備えることにはなるであろうし、また一方の那珂川町においても、学校法人によって運営される高校がまちづくり協定に基づいて地域貢献活動を担っていくことになる。地域再生を必要とする地域の当事者にその主体的な判断と行動を促すような多機関による支援・援助の在り方（いわゆるキャパシティ・ビルディング）にはどのようなスタイルがありうるかについても、今後の検討課題といえる。

## 謝辞

本稿は平成 28-30 年度プロジェクト研究「地方教育行政の多様性・専門性に関する研究」の研究成果の一部である。本稿を執筆するに当たっては、奥尻町立北海道奥尻高等学校、奥尻町教育委員会、奥尻町地域政策課の関係各位にインタビューや資料提供等で御協力をいただいた。記して深く感謝申し上げます。

## 参考文献

- 天笠茂（編）（2017）『小・中・高等学校の再編整備と地域創生を視野に入れた教育施策』平成 26 年度～平成 29 年度科学研究費補助金（基盤研究（B）26285173）研究成果報告書
- 伊藤正次（2015）「多機関連携としてのローカル・ガバナンス—就労支援行政における可能性—」宇野重規，五百旗頭薫（編）『ローカルからの再出発—日本と福井のガバナンス』（pp.81-101）有斐閣
- 稲生信男（2010）『協働の行政学—公共領域の組織過程論—』勁草書房
- 大谷奨（2014）『戦前北海道における中等教育制度整備政策の研究：北海道庁立学校と北海道会』学文社
- 大野晃（2005）『山村環境社会学序説—現代山村の限界集落化と流域共同管理—』農山漁村文化協会
- 大森彌（2017）「田園回帰の意味するもの—共生の思想と地域の自治」大森彌，小田切徳美，藤山浩『世界の田園回帰』（pp. 8-41）農山漁村文化協会
- 小川利夫，永井憲一，平原春好（編）（1972）『教育と福祉の権利』勁草書房
- 小川大和（2017）「アメリカにおける近年の協働ガバナンス研究の動向」『季刊行政管理研究』（160），46-65.
- 奥尻町（2016）『奥尻町人口ビジョン』奥尻町
- 奥尻町議会（2016 年 2 月）『おくしり議会だより』（155）
- 小田切徳美（2014）『農山村は消滅しない』岩波書店（岩波新書）
- 梶輝行（2017）「少子・人口減少をめぐる教育行政の転換と公立高校の未来像」『月刊高校教育』，50（12），36-39.
- 神田嘉延，岩橋法雄，玉井康之，朝岡幸彦（1994）『教育と福祉』高文堂出版社
- 季刊地域編集部（2015）「町村長インタビュー：北海道音威子府村 『北海道で一番小さな村』の村立高校，地域エネルギーの挑戦」．『季刊地域』（20），110-113.
- 木田宏（2015）『逐条解説地方教育行政の組織及び運営に関する法律』（第 4 次新訂版）（教育行政研究会，編）第

一法規

- 時事通信社（2015年6月19日）「観光科新設、生徒を全国募集＝県立白馬高校で国内初―長野」『時事通信社 iJAMP』
- 時事通信社（2017年11月29日）「地方創生へ高校改革推進＝人口減見据え地域連携強化―文科省」『時事通信社 iJAMP』
- 生涯学習審議会（1996）『地域における生涯学習機会の充実方策について（答申）』
- 嶋津隆文（編）（2016）『学校統廃合と廃校活用―地域活性化のノウハウ事例集―』東京法令出版
- 高嶋真之，岩瀬優，大沼春子，木村裕，寺本一平，平子裕，森田未希，篠原岳司（2017）「離島地域における超小規模高校の教育と地域おこし―羽幌町立北海道天売高等学校・天売島を事例に―」『公教育システム研究』，119-156.
- 中央教育審議会（2015年12月21日）『新しい時代の教育や地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について（答申）』
- 辻中豊，伊藤修一郎（編）（2010）『ローカル・ガバナンス』木鐸社
- 内閣府地方創生人材支援制度派遣者編集チーム（編）（2016）『未来につなげる地方創生―23の小さな自治体の戦略づくりから学ぶ―』日経BP社
- 那珂川町（2005）『那珂川町行政改革プラン2005 新たな行政経営体制の確立に向けて』那珂川町
- 那珂川町（2016）『那珂川町 まち・ひと・しごと創生 人口ビジョン・総合戦略』那珂川町
- 那珂川町教育委員会（2014）『那珂川町立福岡女子商業高等学校の今後の運営のあり方に関する基本方針』那珂川町教育委員会
- 那珂川町教育委員会（2017）『平成28年度那珂川町教育委員会点検評価報告書』那珂川町教育委員会
- 中西雄一（2016）「町立移管業務について」第35回北海道公立学校事務長研究協議研究発表Ⅱ配付資料，参照日：2017年3月11日，参照先：<http://www.jimutyokai.hokkaido-c.ed.jp/zendoutaikai/35shiryu2.pdf>
- 野田崇（2018）「人口減少時代の都市計画」『自治研究』，94（1），3-27.
- 林直樹，齋藤晋（共同編集）（2010）『撤退の農村計画―過疎地域からはじまる戦略的再編―』学芸出版社
- 樋田大二郎（2017）「人口減少社会における地域活性化と高校教育」『月刊高校教育』，50（12），28-31.
- 福岡女子商業高等学校（1969）『創立二十周年誌』福岡女子商業高等学校
- 干場洋介（2017）「町立化と離島留学で魅力的な高校に」『しま』（248），78-81.
- 北海道教育委員会（2006）『新たな高校教育に関する指針』北海道教育委員会
- 北海道教育委員会（2016）『地域キャンパス校の教育環境の充実に向けて』北海道教育委員会
- 増田寛也（編）（2014）『地方消滅―東京一極集中が招く人口急減―』中央公論新社（中公新書）
- まち・ひと・しごと創生本部（2017年12月16日）地域経済分析システム（RESAS）参照先：まち・ひと・しごと創生本部：<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/resas/>
- 本家正文（1985）「学社連携の現代的意義」『社会教育』，40（7），5-10.
- 屋敷和佳（2017）「全国の公立高校再編整備の状況」『月刊高校教育』，50（12），32-35.
- 安田隆子（2009年4月7日）「学校統廃合一公立小中学校に係る諸問題―」参照日：2010年2月25日，参照先：国立国会図書館『調査と情報』第640号：<http://www.ndl.go.jp/jp/data/publication/issue/0640.pdf>
- 山内道雄，岩本悠，田中輝美（2015）『未来を変えた島の学校―隠岐島前発ふるさと再興への挑戦―』岩波書店
- 山下祐介（2014）『地方消滅の罫―「増田レポート」と人口減少社会の正体―』筑摩書房（ちくま新書）
- 読売新聞（大阪朝刊）（2005年5月18日）「守山女子高，立命館に移管 守山市が協定調印 PTAは撤回求め抗議」『読売新聞』（大阪）

- Eglene, O., & Dawes, S. S. (2006). Challenges and Strategies for Conducting International Public Management Research. *Administration & Society*, 38(5), 596-622. doi:10.1177/0095399706291816
- Birch, E. L. (2009). Downtown in the "New American City". *The ANNALS of the American Academy of Political and Social Science*, 626(1), 134-153. doi:10.1177/0002716209344169
- Harkavy, I., et al. (2009). Chapter 8: Anchor Institutions as Partners in Building Successful Communities and Local Economies. In P. C. Brophy & R. D. Godsil (Eds.), *Retooling HUD for a Catalytic Federal Government: A Report to Secretary Shaun Donovan* (pp. 147-168): Penn Institute for Urban Research, University of Pennsylvania.
- Lawson, H. A., & van Veen, D. (Eds.). (2016). *Developing Community Schools, Community Learning Centers, Extended-service Schools and Multi-service Schools: International Exemplars for Practice, Policy and Research*: Springer.
- Netter Center for Community Partnerships. (2008). *Anchor Institutions Toolkit: A Guide for Neighborhood Revitalization*. Philadelphia, PA: Netter Center for Community Partnerships at The University of Pennsylvania.
- Préfontaine, L., Ricard, L., Sicotte, H., Turcotte, D., & Dawes, S. S. (2000). *New Models of Collaboration for Public Service Delivery: Worldwide Trends* (Centre Francophone d'Informatisation des Organisations). Retrieved from [https://www.ctg.albany.edu/media/pubs/pdfs/newmodels/reference/new\\_models\\_wp.pdf](https://www.ctg.albany.edu/media/pubs/pdfs/newmodels/reference/new_models_wp.pdf)
- Taylor, H. L., McGlynn, L., & Luter, D. G. (2014). Back to the future: Public schools as neighborhood anchor institutions: The Choice Neighborhood Initiative in Buffalo, New York. In K. L. Patterson & R. M. Silverman (Eds.), *Schools and urban revitalization: rethinking institutions and community development*. New York: Routledge.
- U. S. Government Accountability Office. (2012). *Managing for Results: Key Considerations for Implementing Interagency Collaborative Mechanisms (GAO-12-1022)*. Retrieved from

(受理日：平成 30 年 3 月 19 日)